

「あおしん福祉定期優利 300」規定

1.(預入資格)

「あおしん福祉定期優利 300」(以下「この預金」といいます。) は、国民年金・厚生年金または各種共済年金・手当のうち、当金庫が特に定めた老齢福祉年金等(以下「老齢福祉年金等」といいます。) の受取を当金庫で既に開始されているお客さまに限りお預入れできます。

(預入資格者)

新 年 金	障害基礎年金受給者 遺族基礎年金受給者	共 済 年 金	障害年金受給者 遺族年金受給者 通算遺族年金受給者
国 民 年 金	老齢福祉年金受給者 障害年金受給者 母子年金受給者 準母子年金受給者 遺児年金受給者 老齢特別給付金受給者	各 種 手 当	児童扶養手当受給者 特別児童扶養手当受給者 障害児福祉手当受給者 特別障害者手当受給者 福祉手当受給者 医療特別手当受給者 特別手当受給者 健康管理手当受給者 保険手当受給者
厚 生 年 金 (船員保険を含む)	障害年金受給者 遺族年金受給者 通算遺族年金受給者 特例遺族年金受給者 寡婦年金受給者 鰥夫年金受給者 遺児年金受給者		

2.(取扱店舗)

この預金の預入れおよび支払いは、老齢福祉年金等の受取を指定している店舗のみのお取扱いとします。

3.(お預入れ限度額)

預入資格のあるお客さまお一人につき、300 万円を限度とします。

4.(お預入れ預金種類および預金名義)

期間 1 年の自由金利型定期預金(M 型)(以下「スーパー定期 1 年もの」といいます。) を作成します。この預金の名義は老齢福祉年金等の受取をされているお客さまの名義に限ります。

5.(適用利率)

(1)この預金は、預入日に当金庫が店頭に表示しているスーパー定期 1 年ものの基準利率に 0.5%を上乗せした利率を約定利率とします。

(2)当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。

①6 ヶ月未満……………解約日における普通預金の利率

②6 ヶ月以上 1 年未満……前記(1)の約定利率×50%

6.(その他)

この規定に定めのない事項については、別に定める「定期預金等規定集(証書用)」により取扱います。

以 上